

## 山形県暴力団排除に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 山形県暴力団排除条例案（以下「条例案」という。）の検討を行うに当たり、暴力団排除に関する必要な事項について、審議することを目的に「山形県暴力団排除に関する有識者会議（以下「会議」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例案の内容の検討に関すること。
- (2) その他会議が特に必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、山形県警察本部長が委嘱する委員をもってこれを組織する。

- 2 会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、条例制定日までとする。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、必要に応じて、委員以外の者から意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月24日から施行する。